

預貸比率を撤廃へ ～銀行貸出の拡大は限定的か

中国トランザクションバンキング部
中国調査室

メインピックス..... 2

預貸比率を撤廃へ～銀行貸出の拡大は限定的か..... 2

- 8月29日に行われた第12回全国人民代表大会常務委員会第16次会议で、「中華人民共和国商業銀行法」改正案が可決され、そのうち、最も重要な改正は20年間実施されてきた商業銀行預貸比率の撤廃であった。
- 預貸比率の撤廃は貸出に対する一種の規制緩和と言え、理論的には貸出の拡大につながるが、ただ目下、合意貸出、自己資本比率、預金準備率といった規制は依然として存在しており、貸出は銀行の経営状況、社会全体の資金需要など複数の要因にかかわるため、預貸比率撤廃による貸出拡大への効果は限定的と見られる。

稲垣清の経済・産業情報..... 7

日系企業の首都北京進出の特徴..... 7

- 21世紀中国総研の集計によれば、北京に進出した日系企業数は2014年末時点で計468社であり、中国進出日系企業全体の6.4%を占め、上海、江蘇、広東に次ぎ、第4位である。468社のうち、約46%の企業は朝陽区に集中しており、その次に、海淀区は78社、大興区は30社と次いでいる。業種別では、非製造業は328社、製造業は138社となっており、卸売り、情報サービス、電器といった産業の進出は多かった。
- 外資にとっての北京の位置づけは、中国における統括会社であるとともに、人材・商品開発研究センター(R&D)でもある。今後、いかに人材を生かし、中国市場に見合った商品を開発するかは中国市場で生き残るかぎである。

BTMUの中国調査レポート(2015年9月)..... 9

メインピックス

預貸比率を撤廃へ～銀行貸出の拡大は限定的か

8月29日に行われた第12回全国人民代表大会常務委員会第16次会议で、「中華人民共和国商業銀行法」改正案は審議・可決され、そのうち、最も重要だったのは20年間実施されてきた商業銀行預貸比率の撤廃であった。

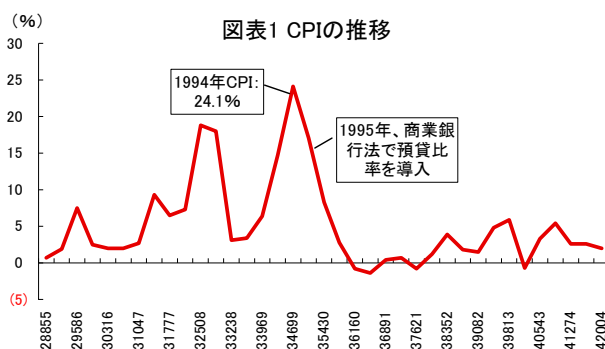
預貸比率とは、月末・四半期末といった時点の預金残高¹⁾に対する貸出残高²⁾の比率であり、「中華人民共和国商業銀行法」第39条において、商業銀行の預貸比率が75%を超えてはならないと規定されていた。これは簡単に説明すると、銀行に100元の預金があるとすれば、貸出できる金額は75元までということである。現段階では、世界的に見ても預貸比率を導入している国・地域は少なく、米国、EU、日本といった主要経済体のいずれにも預貸比率に対する規定はない。

預金には金利が付いており、預貸比率の存在により、銀行はコストのかかる預金の一部を貸出に回すことができないため、銀行収益力の低下を意味する。そのため、銀行側としても預貸比率の存在は当初から望ましくなかった。しかしその一方で、当局側としては、過剰な貸出が流動性リスクをもたらすほか、不良債権の増加にもつながりかねないといった点から預貸比率が必要であると判断し、導入に踏み切った。

預貸比率の撤廃は一種の規制緩和と言え、理論的には貸出の拡大につながるが、貸出は銀行の経営状況、社会全体の資金需要など複数の要因によるほか、目下では合意貸出、自己資本比率、預金準備率といった規制も依然として存在しており、預貸比率撤廃による貸出拡大への効果は限定的と見られる。

I. 預貸比率導入・撤廃の経緯

預貸比率は1995年に導入され、金融引き締め政策の一環として物価上昇を抑制する狙いがあった。ちなみに、1994年における中国のCPIは前年比24.1%の上昇となり、改革開放以降の最高水準に達していた。



出所：国家統計局によりBTMU(China)中国調査室作成

当時の銀行業務は単一で、預金と貸出はそれぞれ、銀行の負債、資産の大部分を占めていた。これはすなわち、当時の商業銀行の貸出が預金を前提としていたことを意味し、預金規模が一定であれば、預貸比率を導入することで、銀行の貸出を直接コントロールすることが可能となった。

さらに90年代においては、金融市場が未発達であり、株式、社債の発行といった手段が乏しく、企業の資金

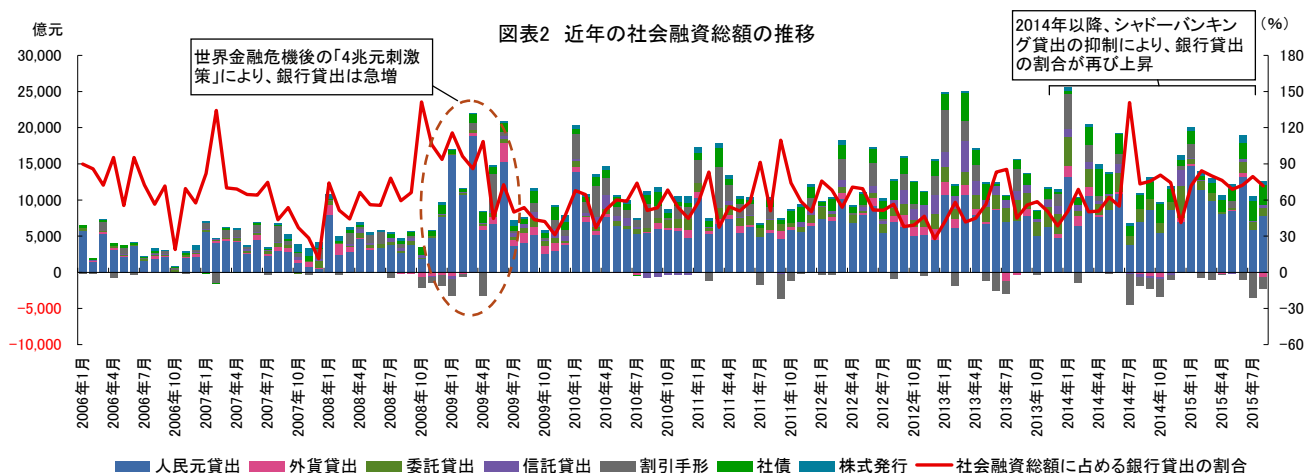
¹「預金」には企業預金、民営と個人事業者預金、事業企業預金、政府機関・団体・軍隊預金、個人預金、保険会社預入、2009年1月前の郵政貯蓄協議預金、住宅積立金、一時預金などが含まれる。

²「貸出」には一般貸出、割引手形、貿易融資、融資リース、非金融機関から購入した売戻資産、当座貸出などが含まれる。

調達はほとんど銀行に頼らざるを得ない状況であり、貸出の抑制ができれば、社会融資総額をコントロールできると言っても過言ではなかった。このように当局は、預貸比率の導入により貸出、社会融資規模をコントロールし、金融引き締め、物価の安定に取り組んでいた。

しかし近年では、銀行業務の多様化に伴い、預貸比率の効果に局限性が生じつつあり、その役割も低下している。まず、銀行において、負債側としては金融同業調達、金融債発行、通貨スワップなどが一般的な資金調達手段となっており、銀行の負債に占める預金の割合は低下しつつある。資産側においても、各種規制緩和により、証券、信託会社を通じた「トンネル貸出」(後術)等のオフバランス業務が大きく増えており、預金と貸出だけでは銀行の流動性状況を有効に反映できなくなっている。

また、金融市場全体から見ても、証券、保険、信託、リース、資産管理会社といった非銀行金融機関が成長し、一部の銀行業務に取って代わったほか、株式・債券市場の整備により、IPO、社債発行といった直接金融による資金調達も大きく増えている。このように社会全体の資金調達方式、融資構造の変化により、預貸比率による社会融資規模を調節する効果も弱まりつつある。



出所：中国人民銀行によりBTMU(China)中国調査室作成

こういった状況を受け、当局は2006年、2011年、2012年、2014年の4回にわたって、預貸比率の計算方法を調整した。直近では、2014年初頭、当局は近年急増してきた金融同業業務を把握するため、今まで預金・貸出総額としてカウントされない非預金類金融機関預入³を一般預金とみなし、「預金残高」としてカウントすることとなった⁴。今回の預貸比率の撤廃はその流れに沿い、さらに一歩前進した結果といえる。

その他、中国経済は過去の高度成長から「新常态(ニュー・ノーマル)」という安定成長期に入り、構造調整が進行する中で新たな経済成長力が不足している。同時に外貨ポジションの減少など旧来のベースマネー投下ルートが変わっており、(受身的なベースマネー投下の減少による)市中流動性の逼迫が懸念されている。こういった背景の下で、預貸比率の撤廃が適切な流動性を確保し、潜在的な貸出能力を十分に発揮し、経済にテコ入れすることも期待されている。

II. 預貸比率撤廃の影響

このように、流動性管理の点から見ても、景気対策の点から見ても、預貸比率の撤廃は1つの流れであり、当初の「糧票」の撤廃と同じく、社会、経済に与える影響が少なく、リスクの低い改革措置と見られる。一方、そのプラス影響としては、主に以下の2つが挙げられる。

³ 非預金類金融機関とは、金融リース、信託投資会社、自動車金融会社、証券、保険、取引および決済金融機関、その他の金融機関である。

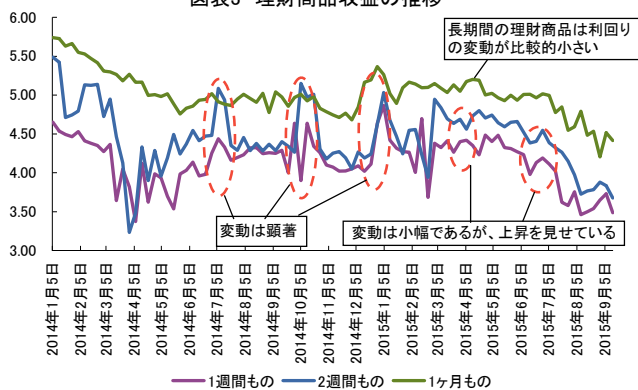
⁴ 詳細は、BTMU(China)経済週報【第237号】～預金、貸出統計範囲を調整～
(https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20150122_001.pdf)をご参照ください。

➤ 金利自由化の促進

商業銀行は月末・期末の預貸比率審査をクリアするため、その直前に高利回りなどで資金を集めることが多かった。銀行が月末・期末間際に発行している理財商品はその1つである。理財商品の発行では、開始日までに一般的に約1週間の販売期間が設けられ、理財商品の購入資金が販売期間において一般預金としてカウントされる。もし、この発売期間を月末・期末に跨るように設定すれば、例えば理财商品の発売期間を9月25日～10月1日と設定した場合、理财商品の購入資金が9月30日時点で一般預金としてカウントされることとなる。このように、銀行は月末・期末間際の理财商品発行を通じ、預貸比率の分母である預金を拡大させ、預貸比率を引き下げ、当局の審査をクリアする狙いがあった。

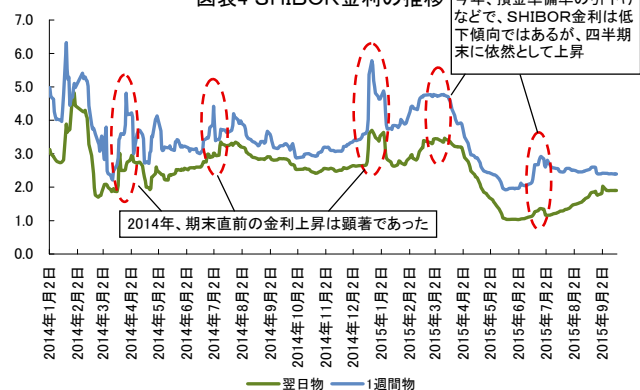
ただその一方、大規模、集中的な資金集めは月末、期末の資金市場に大きな変動をもたらすこととなった。近年では、期末が近づくと、銀行の資金集めが多くなり、金融市場の短期金利が釣り上がるが、当局の審査をクリアすると、大量の資金が銀行から流出し、それに伴い金利が大幅に下落してしまう。こういった大きな金利変動は、金融政策の市中への伝達を妨げるほか、金利市場化改革の方向性にも合致しない。

図表3 理財商品収益の推移



出所: WindよりBTMU(China)中国調査室作成

図表4 SHIBOR金利の推移



出所: 上海銀行間取引市場よりBTMU(China)中国調査室作成

先進国の金融監督管理の経験から見ても、中国の金融改革の先行きから見ても、今後の金融政策は、預金準備率、公開市場操作などの量的ツールから、短期・中期金利の誘導といった価格ツールへの移行が1つの流れであり、預貸比率の撤廃で資金市場の安定化につながれば、金融政策の有効性にとっても、金利自由化といった金融改革の進行にとっても有益である。

なお、預貸比率の撤廃は、月末・期末に発行する短期理财商品の利回りを若干引下げることが予想されるが、これは銀行の資金コストを引下げを意味し、長期的に見れば、实体经济の資金調達コスト低減にもつながると見られている。

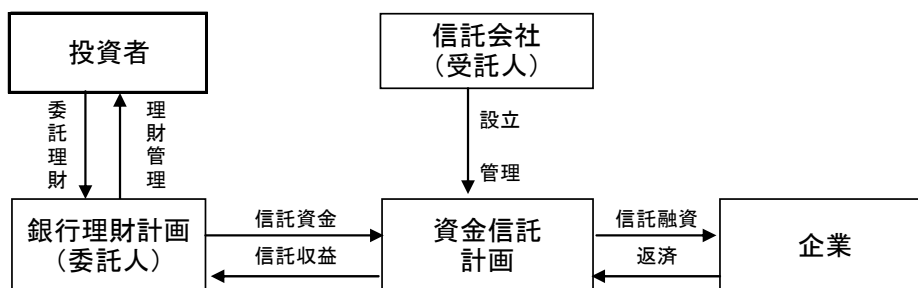
➤ オフバランス貸出の抑制

銀行は(預金集めで)分母を拡大させると同時に、貸出を抑え、いわゆる分子を減らすことでも預貸比率の引下げを図っている。しかし、ただ単に貸出を減らすのは銀行の利益最大化という方針に合致しないため、バランスシートに反映される貸出を増加せずに収益を増やすルートを探さなければならない。その方法は貸出のオフバランス化である。

その典型例は「トンネル貸出」である。トンネル貸出とは、銀行が企業に直接与信せず、理财商品などの名義で資金を集め、信託、証券会社経由で企業に貸出を行うことを指している。トンネル貸出はオフバランス業務であるため、貸出としてカウントされず、預貸比率など貸出関連規制を一切受けない。

トンネル貸出の歴史は長く、近年生じたものではない。最近話題として大きく取り上げられたのは、地方融資プラットフォーム、不動産企業などの資金需要が旺盛であるという背景下で、銀行は預貸比率などの制限により通常の貸出だけでは十分な資金提供ができない中、その代替手段であるトンネル貸出が急激に拡大していったからである。

図表5 信託会社経由トンネル貸出の一例



出所：メディア報道などによりBTMU(China)中国調査室作成

トンネル貸出は一部企業の逼迫した資金需要を満たすといった利点もあり、すべて否定してはならないが、ただ、オフバランスゆえ、当局はトンネル貸出のキャッシュフローや、プロジェクトの進行状況といった情報の把握が困難であり、その規模の拡大に伴い、潜在的な流動性リスクが膨らむほか、金融政策の有効性にも影響している。

預貸比率の撤廃に伴い、トンネル貸出の必要性が弱まり、貸出のオンバランス化につながれば、当局の流動性状況の把握・およびリスクの事前防止に役立つほか、長期的に金融政策の有効性向上においても効果的であると見られている。

➤ 実体経済への影響

貸出比率の撤廃により、銀行の潜在的貸出能力の解放も期待されている。その理由として、預貸比率がすでに70%超となった銀行も多く、預貸比率の存在が貸出のさらなる拡大に支障を与えてしまうからだという。周知のように、「企業の融資難、融資コストが高い」ことは、現在の中国経済が抱えている大きな課題であり、低金利の銀行貸出が貴重な資金調達方法であるが、それを獲得できない企業は高金利の信託、証券会社、民間貸借などを通じて資金調達しなければならない。預貸比率の撤廃で銀行貸出を拡大させることができれば、企業融資コストの低下につながり、景気回復に助力することが可能となる。

図表6 上場16行預貸比率の推移

	2012年	2013年	2014年	2015年第1四半期	2015年第2四半期
工商銀行	64.1	66.6	68.4	68.6	68.9
建設銀行	66.2	70.3	73.5	71.8	74.2
中国銀行	72.0	72.5	73.0	71.8	72.8
農業銀行	59.2	61.2	64.6	64.2	65.1
興業銀行	66.5	62.0	64.8	69.8	65.9
民生銀行	71.9	73.4	74.5	77.0	74.0
招商銀行	71.4	74.4	76.1	78.7	76.9
交通銀行	72.7	73.4	74.1	73.8	72.1
華夏銀行	69.5	69.9	70.7	73.5	72.7
光大銀行	71.5	72.6	70.1	74.5	72.3
浦発銀行	72.2	73.0	74.5	74.8	72.8
平安銀行	69.6	68.6	65.4	69.8	70.4
中信銀行	73.7	73.2	76.8	77.3	74.9
寧波銀行	67.7	62.0	64.1	59.2	59.0
南京銀行	58.6	56.5	47.4	42.7	42.8
北京銀行	68.2	68.7	71.4	76.4	74.0

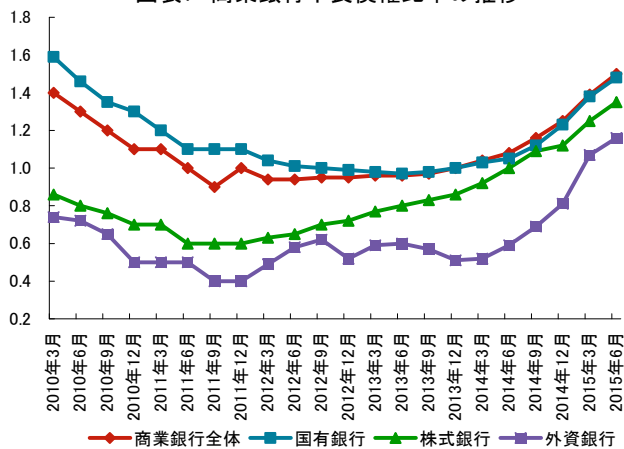
出所：各銀行決算報告によりBTMU(China)中国調査室作成

しかし実際には、貸出は銀行のスタンス、企業の資金需要など複数要因によって決まるものであり、預貸比率撤廃が貸出の拡大にどれほど寄与するかは現段階で不確かである。

直近の状況を見ると、銀行側では、昨年からの商業銀行の不良債権が大幅に上昇しており、各銀行はいずれも貸出に対し慎重なスタンスを取っている。企業側では、人民銀行の調査によれば、目下の企業の資金需要が全体的に低下傾向であり、そのうち大企業より中小企業の資金需要は比較的旺盛であるが、中小企業の財務情報の把握は困難でリスクが高い上、規模が小さい。銀行側から見れば、中小企業向けの貸出には与信

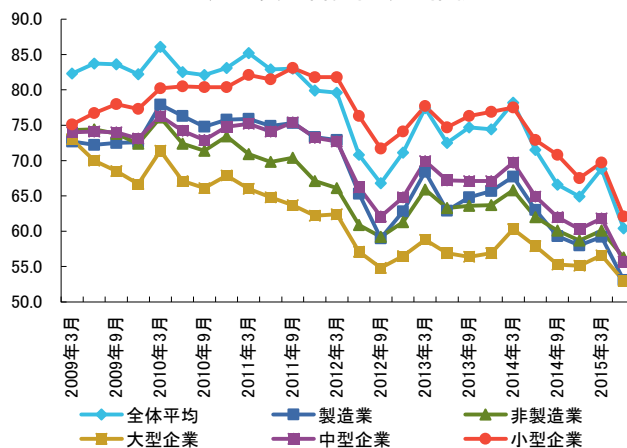
枠の有無に比べて、むしろリスク審査にパスしにくいことが最大の阻害要因である。仮に預貸比率を撤廃しても、大幅な増加は期待できないであろう。

図表7 商業銀行不良債権比率の推移



出所：銀行監督管理委員会によりBTMU(China)中国調査室作成

図表8 貸出需要指数の推移



出所：中国人民銀行によりBTMU(China)中国調査室作成

ただ、建設銀行の中間期決算報告にあったように、昨年下半年から、国家戦略、重大プロジェクト、重点企業への金融サポートを強めており、今後、「一帯一路」、「長江経済ベルト」、「京津冀一体化」などの国家戦略、および発展改革委員会が打ち出した重点プロジェクトには商業銀行の資金援助が必要とされ、預貸比率の撤廃はこういったプロジェクトがスムーズに進められることにプラスであると思われる。

Ⅲ. 今後の流動性監督・管理

預貸比率は撤廃されるが、流動性管理が緩められるわけではない。近年、バーゼル規制Ⅲなど国際的な監督・管理基準の適用とリスク対応経験の累積により、中国はすでに比較的完備された商業銀行流動性監督・管理システムを構築している。預貸比率が撤廃された後、バーゼルⅢにある流動性カバレッジ比率 (Liquidity Coverage Ratio, LCR)⁵、安定調達比率 (net stable funding ratio, NSFR)⁶は主要な流動性監督管理指標とされる可能性が高く、これらの指標は銀行流動性状況をより正確に反映することが期待されている。

また、金融機関としては、資産・負債、並びに流動性管理を強化し、預貸比率撤廃後の流動性管理方法を確立し、業務構造をより合理化し、資金利用の効率を向上させるほか、預貸比率撤廃をきっかけとし金融イノベーションを進め、より実態経済をサポートするように取り組むことが大切であると思われる。

なお、預貸比率は監督指標からはずされても今後は流動性をモニタリングする指標の1つとして引き続き利用される予定であり、銀监会は、これから銀行ごとの預貸比率を分析し、例えば、ある銀行の預貸比率が大きく変動、あるいは一方的な上昇・下落が続くとき、銀行がその原因を銀监会に報告し、銀监会はその分析に基づき、助言を行う方針であることも示している。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)トランザクションバンキング部
中国調査室 余興

⁵ 流動性カバレッジ比率とは、「30日間のストレス期間に必要な流動性」に対する「適格流動資産」の割合をいう。すなわち、銀行が30日間のストレス期間を切り抜けるのに十分な流動資産を保有しなければならないことである。「商業銀行流動性リスク管理弁法」では、商業銀行の流動性カバレッジ比率が100%を下回ってはならないと規定されている。

⁶ 安定調達比率とは、「所要安定調達額」に対する「利用可能な安定調達額」の割合をいう。言い換えれば、流動性を生むことが期待できない資産を流動性の源となる安定的な調達によってカバーしなければならないことである。銀监会は2011年、商業銀行の安定調達比率が100%を下回ってはならないと規定している。

稲垣清の経済・産業情報

日系企業の首都北京進出の特徴

ビジネス・外交の朝陽区、ハイテク・ITの海淀区に集中

日系企業の対中進出件数は、所管官庁である中国商務部によると、2012年末現在13,925件であり、その時点での中国全体の4.8%を占める。うち、北京市の登録企業数は1,041社となっているが、この数値はやや過小とみられる。商務部統計では、北京市の区別内訳が不明であることから、21世紀中国総研の集計(『中国進出企業一覧』2014年版、以下、『一覧』とする)による数値をもとに分析を行ってみる。

『一覧』掲載の企業数は上場企業のみであり、総計7,313社・拠点である。このうち、北京市への進出企業数は468社であり、全体の6.4%である。ちなみに、トップは上海の2,088社、次いで江蘇の2,088社、3位が広東の971社であり、北京は第4位である。

468社の区別内訳は1表にみるとおりである。468件のうち、46%が朝陽区にある。環状線第三環路以内に北京発展大厦など日系企業が集中しているエリアである。また、日本大使館など各国大使館、駐在員居住区であることがより集中を高めている。次に、海淀区の78件が続いている。中関村ハイテクゾーン、北京大学、清華大学などの重点大学も集中し、ハイテク、新技術、IT企業などの集積がみられる。

北京中心部の天安門を境にして、東側が東城区、西側が西城区であるが、日系企業は東城区に多い。王府井、東風広場、長安街に面する日系企業の集まる長富宮大厦と長富宮ホテル(ニューオータニ)などに日系企業の統括会社、販売会社、オフィスが集まっている。

北京市内から郊外に向かうと、大興区到北京経済技術開発区があり、ここには、早期に進出を行っている資生堂、ワコールなど大手企業の製造拠点が、海淀区に次いで、30社を数える。

日系企業の区・県別進出事例			
	日本企業の進出数	進出事例	区・県の特徴
東城区	47	東芝など多数(統括会社)	ビジネス街、観光依存高い
西城区	14	不二製油、良品計画など	中南海所在地、金融街
朝陽区	217	イトーヨーカ堂など多数	外交区・ビジネス街
豊台区	10	井村屋、宝酒造など	盧溝橋
石景山区	10	日本エンタープライズなど	首都鉄鋼、八宝山墓地
海淀区	78	ファナック、パナソニック、日立、いすゞ、日本電気など	ハイテク区・中関村、大学エリア
門頭溝区	2	ソニー、東海リース	95%山間部
房山区	2	三菱化学	石化材料基地
通州区	12	伊藤ハム、三菱倉庫、タダノ、NTNなど	北京副都心
順義区	19	村田製作所、ソニー・エリクソン、JVケンウッドなど	首都国際空港、天竺工業開発区
昌平区	13	宝バイオ、イオンなど	北京の衛星都市、明の十三陵
懷柔区	5	キューピー、アサヒビール、中央化学など	自動車基地(福田・ダイムラー)
平谷区	2	セブンイレブン、日鍛バルブ	北京現代自動車の基地
大興区	30	資生堂、ワコール、パナソニック、安川電機、島津製作所など	北京経済技術開発区 パナソニック(子会社三洋電機全額出資)は2015年8月27日、工場閉鎖を決定(報道)
密雲県	2	セロン・オート(日清紡)、フジオーゼックス(大同特殊鋼)	自動車用摩擦材製品 エンジンバルブ製造
延慶県	0		万里の長城(八達嶺)、2022年冬季五輪予定会場の一つ
北京市	468		首都、国際都市

出所:21世紀中国総研『中国進出企業一覧』(2014年版)より作成

注:製造業を中心に代表企業のみ掲載(すべてではない)

サービス業・R&D・統括会社

468社を業種別にみると、全体の70%(328件)が非製造業であり、卸売85件、情報77件、サービス71件、小売33件という内訳である。製造業は138件であるが、その内訳は電器58、機械19、輸送機械14件である。業種と地区との組み合わせで言えば、大興区の経済技術開発区には、資生堂、ワコール、安川電機など多種に亘る製造業が進出しているが、自動車基地でもある怀柔区や平谷区への輸送機械関連の進出はほとんどない。ダイムラー、現代など非日系自動車メーカーの進出はあるが、日系との関係が薄いようである。

外資にとっての北京の位置づけは、中国の地域本社機能(統括会社)であるとともに、人材・商品開発研究センター(R&D)である。既述のように、北京は教育水準も高く、人材が豊富である。その人材を生かして、中国市場に見合った商品開発が求められている。加えて、環境対策のうえで、高度な技術が求められている。自動車も家電も環境対応型の商品をいかに開発するかが、中国市場で生き残るかぎである。

改革・開放30年の歴史の中で、外資企業が複数拠点、複数事業を展開するに至り、事業の統括本社の機能、すなわち、現地での意思決定のスピードが求められている。その為に、商社、大手企業のトップは本社役人クラスの派遣が一般的になっている。

『一覧』における日系の統括会社トップ100社(資本金)でみると、北京が31社に対し、上海47社であり、上海が北京を上回っているが、企業・業種・販路などによって、その位置づけが異なるため、単純にどちらが統括本社としてふさわしいかは議論の分かれるところである。しかし、北京が首都であり、共産党体制の中国を考えた場合、地域本社は北京におき、その政治の行方、政策の方向性を注視する機能が求められるであろう。

以上

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUCの見解を示すものではありません。)

稲垣 清 三菱東京UFJ銀行(中国)顧問

1947年神奈川県生まれ。慶応義塾大学大学院終了後、三菱総合研究所、三菱UFJ証券(香港)産業調査アナリストを歴任。現在、三菱東京UFJ銀行(中国)顧問。著書に『中国進出企業地図』(2011年、蒼蒼社)、『いまの中国』(2008年、中経出版)、『中国ニューリーダーWho's Who』(2002年、弘文堂)、『中国のしくみ』(2000年、中経出版)など。



BTMU の中国調査レポート(2015年9月)

- BTMU 中国月報(2015年9月号)

<http://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/115090101.pdf>

国際業務部

- 経済見通し(2015年8月)

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2015/index.htm>

経済調査室

- ニュースフォーカス第18号

「広東自由貿易試験区の建設実施方案」を発表

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20150824_001.pdf

香港支店・業務開発室

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214